

習志野市建設工事成績評定要領（昭和４７年）新旧対照表

現行	改正後（案）
（評定の対象） 第３条 評定は、請負金額が<u>１３０万円</u>を超える建設工事について行うものとする	（評定の対象） 第３条 評定は、請負金額が<u>２００万円</u>を超える建設工事について行うものとする